

主 文

本件各上告を棄却する。

被告人Aに対し、当審における未決勾留日数中一一〇〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人三上宏明、同中根洋一外六名の上告趣意第一は、事実誤認、再審事由の主張であり、同第二のうち、所論引用の本件共犯者らの各供述調書に任意性がないとして憲法三一条、三八条違反をいう点は、記録によれば、右各供述調書に任意性があるとした原判断は正当であるから、前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であり、同第三のうち、判例違反をいう点は、原認定にそわない事実関係を前提とするものであり、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であり、同第四及び第五のうち、最高裁昭和五二年（あ）第二一一三号同五四年四月一三日第一小法廷決定・刑集三三巻三号一七九頁を引用して判例違反をいう点は、原判決は第一審判決を所論のこのような趣旨で是認したものでないことが明らかであるから、前提を欠き、その余の判例違反の主張の実質は、量刑不当の主張であり、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

被告人Bの上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

被告人Aの上告趣意のうち、憲法三八条違反をいう点は、前記のとおり、所論引用の各供述調書に任意性があるとした原判断は正当であるから、前提を欠き、前掲最高裁昭和五二年（あ）第二一一三号同五四年四月一三日第一小法廷決定を引用して判例違反をいう点は、前記のとおり前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上

告理由に当たらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年七月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	香	川	保	一
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	藤	島		昭